

被扶養者認定時に必要な添付書類一覧

※1: 扶養認定審査上、下記の添付書類以外にも同様の確認ができるものであれば対応いたします。

扶養認定において必要に応じ下記以外の書類等を添付してもらう場合もあります。

※2: 収入とは、各種年金・給与収入(交通費を含む)・雇用保険の基本手当・傷病手当金・出産手当金等の非課税対象も含まれます。

種別 続柄		無収入	年収130万円未満かつ 被保険者収入の1/2未満 (60歳以上は180万円未満)	退職等により申請の場合
配偶者 ・ 16歳以上の子 (学生を除く)		・事業主証明のある申立書①	・事業主証明のある申立書① ※収入減の場合 『雇用契約書』、『給与明細書』の コピーのいずれかを添付	<p>【退職した場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険加入 離職票1・2のコピー 事業主証明のある申立書② ・雇用保険未加入 退職証明書 事業主証明のある申立書② <p>【雇用保険の失業給付の受給中または受給終了】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険受給資格者証のコピー ・事業主証明のある申立書① <p>【雇用保険受給延長中】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間延長通知書のコピー ・事業主証明のある申立書①及び② <p>【自営業・農業・不動産等収入がある場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確定申告書のコピー及び経費のわかる書類 (所得税青色申告決算書等) ・事業主証明のある申立書①
子	16歳未満	不要		
	学生	学生証のコピー(注1)又は在学証明書		
父母	同居	・事業主証明のある申立書①	・事業主証明のある申立書① ・年金通知書のコピー	・配偶者の場合と同じ ・年金通知書のコピー ・世帯全員の住民票
	別居	・事業主証明のある申立書① ・生活費送金証明(注2)	・事業主証明のある申立書① ・年金通知書のコピー ・生活費送金証明(注2)	・配偶者の場合と同じ ・年金通知書のコピー ・生活費送金証明(注2) ・世帯全員の住民票
孫 ・ 兄姉 ・ 弟妹	同居	・事業主証明のある申立書①	・事業主証明のある申立書①	・配偶者の場合と同じ
	別居	・事業主証明のある申立書① ・生活費送金証明(注2)	・事業主証明のある申立書① ・生活費送金証明(注2)	・配偶者の場合と同じ ・生活費送金証明(注2)
伯叔 父母 ・ 甥姪 ・ 曾孫	同居	・事業主証明のある申立書① ・世帯全員の住民票	・事業主証明のある申立書① ・世帯全員の住民票	・配偶者の場合と同じ ・世帯全員の住民票

注1: 学生証のコピーは有効期限が裏面記載の場合は裏面のコピーも必要となります。

注2: 生活費送金証明とは被扶養者に毎月、継続して送金しているのがわかるもの